

「無料・低額診療事業」とは？

「低収入で生活に困っているときに病気になり、経済的理由で必要な医療を受けることができない」というときに、社会福祉法にもとづいて、一定の期間、**医療費の自己負担額（窓口で支払う医療費）について無料、または低額な料金で医療を受けられるようにする制度**です。

※介護保険の負担金、保険調剤薬局のくすり代については対象外となります。ただし、那覇市は減免することができるようになりました。



社会的資源・公的制度の活用について

当制度は、あくまでも生活状況が改善されるまでの一時的な措置で、最終的には公的制度の活用をめざし、その間のつなぎの役割を果たすものです。制度をご利用しながら、生活の改善、社会的資源、公的制度の申請、手続き等について努力していただく必要があります。相談員が援助、サポートいたしますので、一緒に頑張りましょう。

医療費でお困りの方、お話を聞かせてください

「無料・低額診療事業」を行っている事業所

沖縄協同病院

☎098-853-1200

那覇市古波蔵 4 丁目 10 番 55 号

とよみ生協病院

☎098-850-7955

豊見城市真玉橋 593 番地の 1

中部協同病院

☎098-938-8828

沖縄市知花 6 丁目 25-5

那覇民主診療所

☎098-880-9620

那覇市松尾 2 丁目 17 番 34 号

糸満協同診療所

☎098-992-3920

糸満市潮崎町 2 丁目 1 番 10 号

首里協同クリニック

☎098-884-4846

那覇市首里石嶺町 1 丁目 147 番 3 号

浦添協同クリニック

☎098-870-8060

浦添市宮城 3 丁目 1 番 5 号

協同にじクリニック

☎098-836-1187

那覇市古波蔵 4 丁目 10 番 10 号

※上記以外の医療機関は「無料・低額診療事業」の対象になりません。

無料・低額診療事業のご利用について



 沖縄医療生活協同組合

〒901-0294 沖縄県豊見城市字真玉橋 593-1
TEL: 098-856-3107 FAX: 098-850-7990

「無料・低額診療事業」の適用を受けられることができる方

- ホームレス、住所不定就労者等で、健康保険の給付及び生活保護の扶助を受けていない方
 - 世帯収入が、居住地域の生活保護基準額以下の方
 - 世帯収入が、居住地域の生活保護基準額の100%以上130%以下の方
 - 被災・解雇等により、当面の費用負担が困難な方
- 上記のいずれかに該当する方

利用申請の流れ

無料・低額診療を希望する場合、受付・会計窓口、または相談窓口で職員にお声かけください。相談員が面談いたします。すぐに面談ができない場合は、日程の調整後、後日面談を行うことも可能です。

相談員との面談

相談者の世帯収入、住宅環境、家族構成、生活状況、その他について、相談員（ソーシャルワーカー・社会福祉士または事務長）が聞き取りいたします。面談の内容が外部に漏れることはありませんので、ありのままをお話ください。面談時、あるいは面談後に認定判断に以下の書類が必要となります。事前にご準備をお願いします。



① 収入の確認ができる資料

- 給与明細書（直近3ヶ月分）または課税証明書
- 源泉徴収票
- 確定申告の控え（前年度分）
- 年金証書、年金振込通知書、改定通知書
- その他 収入のわかる資料

※同居者で収入がある場合はそれも含む。

② 健康保険料・税金等の証明書

- 健康保険料、介護保険料、年金保険料
住民税支払書、その他

③ 健康保険証

④ その他 相談員が求める資料

利用申請から受診までの流れ

① 無料・低額診療の利用申請

面談の結果、要適用と相談員が判断した場合、所定の申請用紙へ必要事項をご記入いただき、相談員が申請用紙、面談結果報告書、その他必要書類を事業所管理会へ提案いたします。



※世帯構成員も要適用となりますので、申請は1世帯1回とし、該当する方がいましたらご記入ください。

② 認定承認書、無料・低額診療券の発行

事業所管理会で認定が決定されますと「診療に関わる費用減免の承認書」と「無料・低額診療券」を発行します。



③ 受診

受診の際は、必ず「無料・低額診療券」を窓口に掲示してください。患者一部負担金の全額免除または低額の料金で診療を受けることができます。



費用減免の程度

- ① 患者一部負担金の全額免除
- ② 患者一部負担金の半額免除、その他

減免の対象となる費用

- 外来、入院の患者一部負担金
- 入院の場合の食事負担金、病衣代

※保険調剤薬局のくすり代は、法律上、減免の対象となりません。ただし、那覇市は減免となりました。